

## 平成28年度 北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）推進状況

北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）では、庁内における総合的な推進体制である北海道青少年健全育成推進本部を中心に、適切に進行管理することとしている。

また、北海道青少年健全育成条例第12条では、施策の実施状況を公表することとしていることから、これらの規定に基づき、青少年健全育成関連事業を取りまとめ、「推進状況」として公表している。

### 1 推進状況調書の概要

- (1) 施策の基本的方向と体系（1頁）
 

基本計画（どさんこユースプラン）に規定する目的、基本方針、施策の目標及び主な取組を体系化。また、欄外に該当事業番号を付記。
- (2) 関連事業費一覧（2頁～3頁）
 

主な取組毎の事業費を一覧に記載。（各行の計は再掲を含み、合計欄のみ再掲を含まない）
- (3) 関連事業推進状況（4頁～59頁）
 

各事業の内容を、主な取組毎に記載。
- (4) 主要な指標及び数値目標（60頁）
 

基本計画（どさんこユースプラン）に定める主要な指標について、毎年（度）の実績値を記載。
- (5) 参考指標（61頁）
 

基本計画（どさんこユースプラン）に定める参考指標について、毎年（度）の実績値を記載。

### 2 平成28年度の概要

- (1) 引き続くマイナスシーリングにより、各事業予算は前年比で減
- (2) 経済対策、母子家庭、特別支援教育など喫緊の課題に対する事業は大幅に増
- (3) 全体として、平成27年度比で15億872万1千円（+0.88%）の増

### 3 特徴的な事業

#### (1) 大幅に増額した事業

ア	179 中小企業総合振興資金（創業貸付） ・新規融資枠の増額などによる事業費の増	+1,373,000千円 (+1.1%)
イ	211 母子家庭等自立支援給付金支給事業費 ・新たに入学準備や就職準備など資金貸付事業の追加による増	+616,144千円 (+2,691.1%)
ウ	229 特別支援教育就学奨励費 ・支給見込額の増額による事業費の増	+81,744千円 (+7.6%)
エ	83 少子化対策推進事業費（地域少子化対策強化事業費） ・次世代教育の強化など事業項目の見直しによる事業費の増	+64,540千円 (+53.7%)
オ	45 教職員計画研修 ・教職員資質向上に向けた研修項目の見直しに伴う事業費の増	+26,519千円 (+7.2%)
カ	201 私立専門学校生への経済的支援等事業費 ・国の事業活用による、経済的支援・授業料軽減補助経費などの増	+19,378千円 (+94.3%)

#### (2) 大幅に減額した事業

ア	195 公立高等学校生徒奨学事業費（奨学資金貸付） ・修学資金等貸付内容の見直しに伴う事業費の減	▲452,870千円 (▲6.6%)
イ	199 私立高等学校等生徒奨学事業費 ・修学資金等貸付内容の見直しに伴う事業費の減	▲288,821千円 (▲2.2%)
ウ	72 地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業) ・支援内容の見直し等による事業費の減	▲188,722千円 (▲8.5%)
エ	206 児童扶養手当支給費 ・児童扶養手当内容の見直しに伴う事業費の減	▲135,308千円 (▲2.9%)
オ	198 私立高等学校等授業料軽減補助金 ・法人助成内容の見直しに伴う事業費の減	▲79,494千円 (▲9.9%)
カ	85 小児救急医療対策費 ・助成内容の見直し等による事業費の減	▲34,107千円 (▲17.2%)

#### (3) 青少年グループ事業

ア	51 青少年健全育成促進費（青少年育成推進事業費補助金）※人件費増	+237千円 (+0.7%)
イ	52 青少年健全育成促進費（非行防止特別対策事業）	▲151千円 (▲5.2%)
ウ	148 青少年健全育成促進費（すこやか若人育成推進事業費）	▲8千円 (+0.7%)

## 平成28年度 北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）について

### 1 北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）の位置付け

#### (1) 北海道青少年健全育成条例条例

北海道青少年健全育成条例第9条の規定に基づき、平成20年3月に北海道青少年健全育成基本計画を策定。（平成27年3月に改訂）

また、同条例第12条では、施策の実施状況について公表することを明記。

#### (2) 北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）第5章 推進体制

##### ア 庁内における総合的な推進

昭和40年5月12日付け北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号により設置した北海道青少年健全育成推進本部において、知事部局間だけでなく教育委員会及び警察との緊密な連絡調整を図り、推進本部が中心となって総合行政を推進することとしている。

##### イ 施策の実施状況等の進行管理

施策について、推進状況を把握し、北海道青少年健全育成推進本部を中心に適切な進行管理に努めることとしている。

### 2 基本計画（どさんこユースプラン）『第5章 推進体制』のイメージ

